|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 現行 | 特例措置 |
| １専任の主任技術者の兼務緩和 | **兼務不可**・配置することとなる工事の当初請負金額が3,500万円以上。 | **２件まで兼務可**要件(1)兼務する工事に平成30年7月豪雨による災害復旧工事等が含まれていること。(2)兼務する工事の工事現場が，笠岡市内の場合は市内全域，または，笠岡市が構成員となっている一部事務組合あるいは企業団管内の場合は工事現場の相互の間隔が１０ｋｍ程度にあり，かつ，監督員と常時連絡可能な体制を確保し，自家用船，あるいはチャーター船等の利用も含め，監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。(3)工事の施工に当たり相互に調整を要するものであること。（原則として同一工種とする。）(4)諸経費調整対象工事は複数件であってもこれを１件とする。(5)市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は，当該発注機関の承諾を得ていること。 |
| ２現場代理人の兼務拡大 | **３件まで兼務可・**兼務することとなる工事の当初請負金額が,1件3,500万円未満に限ります。・諸経費調整対象工事は，複数件であってもこれを１件としますが，諸経費調整による変更請負金額の合計が3,500万円(建築一式工事については7,000万円）未満のものに限ります。 | **５件まで兼務可**要件(1)兼務する工事に平成30年7月豪雨による災害復旧工事等が含まれていること。(2)兼務することとなる工事の当初請負金額が，１件3,500万円未満であること。(3)諸経費対象工事は，複数件であってもこれを１件とするが，諸経費調整による変更請負金額の合計が3,500万円（建築一式工事については7,000万円）未満であること。(4)市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は，当該発注機関の承諾を得ていること。 |